## 令和4年度第2回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

・日 時: 令和4年11月21日(月)午後1時30分から午後2時25分まで

·場 所: 向日市役所本館3階 第7会議室

・出席者: (委員)大田直史会長、酒井由紀委員、清水陽一委員、津島理恵委員

(説明員・事務局)水上総務部長、藤野情報政策課長、小林同課主任

(説明員・議会事務局) 野田議会事務局長、小畑同次長

·傍聴者: 1名

・議事: 報告事項

(仮称)向日市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)についてのパブリックコメントの結果について

会長	事務局の方から説明をお願いします。
事務局	お手元の「(仮称) 向日市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)にご意見をお寄せください。」と書かれた資料が、パブリックコメントの表紙及び本体です。 こちらの資料をもちまして、9月1日(木)から30日(金)までの1か月間にわたり、5か所の公民館と6か所のコミュニティセンター、市役所本館と東向日別館の、市内13か所で市民の皆様からご意見の募集を行いました。 ご意見は、自由な様式で、持参、郵送、ファックス又は電子メールでの提出とさせていただいたところです。 次のページからのページ番号が付されたものがパブリックコメントの本体です。 1ページ目は法施行条例の制定理由と改正個人情報保護法から第1条に記されている法の目的を抜き書きしています。 2ページ目は法体系を図示したものです。これまでの縦割り、各地方公共団体ごとで管理されていた個人情報の取扱い、法律、所管を示したもので、国の資料で説明されていたものを本市向けに簡略化したものです。
	3ページ目が法施行条例に規定する予定の、市民生活に直結する主な 内容4点をお示ししています。この内容は前回の審議会の場でご意見を いただいた内容と同様になっています。
	4ページ目は、個人情報保護条例を廃止することに伴い、新たに個人情報保護審議会の設置についての条例と、情報公開請求及び個人情報開

示請求に対する審査請求に対応するための審査会を設置する条例について説明しています。このうち審査会については、この再編を機会に、情報公開と個人情報開示でそれぞれ別になっていた2つの審査会を統合す

る内容としています。

5ページ目がスケジュールとなっています。1つめのパブクリックコメントそのものについては予定どおり実施したところです。2つめの実施結果の公表は、11月7日に本市ホームページでの公開及び情報公開コーナーへの設置をしたところです。3つめの審議会への結果報告は、本日お集まりいただいているこの会議です。4つめの議案上程につきましては、来年3月議会への上程し、令和5年4月1日に施行予定としています。

以上が、先日行いましたパブリックコメントの内容です。

パブリックコメントを募集しました結果、お二人の方から電子メールで10件のご意見をいただきました。

「「(仮称) 向日市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)について」に対する市民の皆様からの意見及び向日市の考え方」としている資料をご覧ください。

寄せられたご意見は、お一人の方からは一連のご意見をいただきましたので、「●(くろまる)」や連番も含めていただいたものをそのまま掲載いたしました。

ご意見とそれに対する考え方は、ご覧いただいているとおりです。

基本的には法の目的及び個人情報保護委員会から発出されているガイドラインに沿った内容となっています。

その他、お一人の方は、今回の施行条例とは関係のない市政への要望をお書きいただいておりましたので、直接関係のないご意見として整理させていただき、特に回答はしないものといたしました。

### 会長

「考え方」の方も簡単に紹介ください。

#### 事務局

1番目に、条例の名称についてご意見を寄せられております。

「条例の名称は「個人情報の保護に関する法律施行条例」ではなく、 「向日市個人情報保護条例」とし、現行の条例を、「個人情報の保護に 関する法律」に改正して対応するべきです。」

理由として、「また、「法律施行条例」となると、国の法まかせになり、 向日市の個人情報保護の主体的な取り組みが薄れ、保護の水準が後退す ることを危惧します。」

それに対して、「個人情報保護委員会が示している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」には、「個人情報保護法施行条例」として条文イメージが掲載されており、本市においても、シンプルで誰もがわかりやすいものとなるよう「向日市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を予定しています。」とお答えしています。

2番目の法律法施行条例の制定理由についてですが、「本素案では、「一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができるため、・・・訂正請求及び利用停止請求に係る手続等について、法の施行に必要となる事項を法施行条例で定める」とあり、法で明示的に条例に委任されている手続的な事項、及び個人情報保護審議会等に関する事項のみを定めています。これらのほかは条例で定めることができないかのような印象を与えますが、法の目的・趣旨に反しない範囲で、自治体が必要と判断する事項を定めることができるはずです。上記の名称と関連しますが、「個人情報の適正な取扱に関する基本的な事項を定め、・・・個人の権利利益を保護する」という現行条例の目的を発展させるとともに、改正法に適合するよう条例を改正するという改

それに対しまして、「改正個人情報保護法では、デジタル社会の進展 に伴い個人情報の有用性が高まっている社会状況にあわせて、個人情報 の「保護」と「適正かつ効果的な利活用」の両立を図ることができるよ う、国の統一的なルールが規定されているところです。法が「個人情報 の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」として 定められていることに照らして、本条例を制定するものです。条例の趣 旨には、法の施行に関し必要な事項を定めることを記載します。」とお 答えしております。

正理由を記載いただきたい。」といただいております。

次がご質問ではないということにしておりますが、ご質問の前段階で す。

法施行条例等に規定する内容について「法施行条例としての制定に反対ですが、もし法施行条例として制定するなら、以下の内容を記載して頂きたい。理由として、以下の内容は、現行の向日市条例で、原則禁止あるいは制限されているものですが、法においては禁止・制限規定がありません。個人情報保護の水準をできる限り低下させないために、法の範囲内での努力規定、安全措置の規定を設けるものです。なお、向日市議会での答弁で、市は「法が条例で定めることを許容している事項以外のものについては、規定することが許されないと存じています」と述べていますが、そのような見解は、あくまで国の個人情報保護委員会の解釈です。法の解釈を巡って国と自治体は対等ですので、法を適用する自治体の現場で、住民の個人情報を適切に保護するために必要と地方自治体が判断すれば、法の規定に反しない範囲で独自の規定を設けることができると考えます。」。

3つめのご意見として「個人情報は本人から収集するよう努めること を責務として規定するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な 本人外からの取得については、審議会に報告し、審議会が必要と判断す れば、調査・審議・意見陳述ができるようにすること。」といただいて おり、それに対して「個別案件における個人情報の取扱いについて、類 型的に審議会等への諮問を行うべき旨を条例で定めることは認められていませんが、記録情報の収集方法については個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル準備簿に記載します。」とお答えをしております。

続いてのご意見ですが、「要配慮個人情報はできる限り収集しないよう努めることを責務として規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。」といただいております。それに対して「要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められていません。安全管理措置は国の規定に従い整備します。」とお答えしております。

続きまして、「改正法では、個人情報の目的外利用や外部提供には、「相当な理由」「特別の理由」が必要とされているが、その具体的指標は示されていません。そこで、」、続きましてご意見ですが「担当部署だけの判断で行われないよう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、審議会に報告して客観性が反映される仕組みにすること。」といただいております。こちらに対しましては、「個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル準備簿には、目的外利用や外部提供について記載する欄があるため、整備、更新を行う上で、個人情報保護担当部署へ通知されることとなります。個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル準備簿を公開することで客観性を高めます。」というお答えをしております。

続いてのご意見です。「個人情報ファイル簿への個人情報提供先の記載等を規定し、住民への可視化をおこなうこと。」といただいております。「個人情報ファイル簿に加えて個人情報ファイル準備簿にも個人情報提供先を記載するものとし、市民の皆様にご確認いただけるように整備します。」というお答えをしております。

続いてのご意見です。「法施行条例等に規定する内容について、死者に関する個人情報について、現行条例の保護水準を低下させないようにすること。理由としては、法では、対象を「生存する個人」としていますが、現行の向日市条例では、対象は生存する個人に限定されていません。そのため、現行の保護の水準を低下させないよう条例制定等の対応が必要ではないでしょうか。」。それに対しましてお答えをしております。「法施行条例に規定を設けることは認められていません。」。

続いてのご意見です。「法施行条例等に規定する内容について、素案で示された「開示請求に係る手数料」「開示請求に係る決定期限」「個人情報ファイル準備簿」「個人情報保護審議会」の4つの規定については、異議はありません。個人情報保護審議会への諮問について規定することに賛成です。」といただいております。「ご意見として承ります。」とお答えしております。

続いてのご意見です。「法施行条例の制定に伴う関連条例について、 賛成します。」に対して、「ご意見として承ります。」とお答えしており ます。

	最後のご意見です。「せめて、この個人情報保護条例くらいは、市民の大切な個人情報を手厚く保護する条例を制定し、尊敬される向日市役所であってほしい。」というご意見をいただいております。「法令を遵守して、個人情報の保護に努めます」と回答をさせていただきました。この他、今回の内容と直接関係のないご意見がございました。以上です
会長	それでは、以上の概要につきまして、中身の点についても、何かご意 見がございましたらどうぞ。
委員	法と条例の一致性というか、やはりそこは確保しておいた方が、市民の皆さん含めて混乱させないと思います。一致させるように努力いただいてるところは、賛成したいと思います。 それから3つめも、特に著しい不利益がなければ、やはり先ほどと同じですけれど、法と条例等で、異なったことが起こるとやはり混乱を招きますんで、法令に合わしていけばいいと思います。 3番目も個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル準備簿で、やはり担保されると思います。ですので、これもご提案の内容で進めていただけばいいんじゃないかなと思います。 4番目ですね。要配慮者の個人情報は、できる限り使用しないように努めることを規定するというのはいかがなものかなという気はします。安全管理上どういうものを集めるかというのは定めなければいけない部分はあると思いますが、そのへんのところは適切に集めて、それを利用して個人の安全を守るというところにつなげていく必要があると思います。だから国の規定があるので、それにあわせてやっていただくのがいいというように思います。 それから死者に関する個人情報についても、法で死者に関する個人情報というのは除外しておりますので、向日市だけがそこにこだわると、やはり混乱を招く部分もあると思いますので一体化した方がいいと思います。 最後に10番目で「個人情報の保護条例くらいは」というお話がありましたけれど、ずっと同じことを言いますが、やはり法体系との一貫性は大事にした方が、市民の皆さんも理解ができると思いますので、その方向で進めていただくのがいいと思います。
会長	はい、ありがとうございます。 これについて、何かコメントを。
事務局	ご意見いただきありがとうございます。 今いただきましたご意見を、今後の施策に参考にさせていただきます。

委員	意見の7番の死者に関する個人情報ですけれども、法で規定を設け ことは認められていないので、設けないことによって、これまでの死 に関する個人情報と、今後の取扱いが変わる点があるのでしょうか。
事務局	直接法施行条例の中で死者について定めることを許容されないといような説明がされている部分がございましたが、亡くなられた方の個情報を、例えば亡くなられたからといって即個人情報ではないといううな取扱いが、正しいというわけではないかとは思っております。 どのレベルでどのように取り扱うかはともかく、取扱いについての法なり取扱いで気を付けるべき方向性を、何かで定めていきたいなとう思いはございます。
委員	これまでどおり死者に関する個人情報であっても、守られるような 組みを市として条例という形ではないにしろ、考えていきたいという とでしょうか。
事務局	そうですね。 変わらないっていうことでいけるかどうかはまだ研究中なのですがこれまでも亡くなられた方の関係される、例えば遺族の方から見て、の方のご本人としての個人情報の部分もございまして、取扱いをさせいただいてきましたので、これまでからの死者の個人情報の取扱いを考として、今後も、尊厳を損ねるようなことはいたしたくないと思っおりますので、何らかをと考えております。
委員	ありがとうございます。
委員	死者の方について市の情報というのは、お亡くなりになった時点で必要なものと必要なものであると思いますが、そういう点で取捨選択れて、消去されるのじゃないかなと思うのですが、その辺はいかがでかね。 中にはそのまま継続して保有していかないといけないようなものもるとは思いますけれど、実際にどういうものがっていうのがイメージきないのですけれど。
事務局	例えば、戸籍で申しますと除籍とか、そういった形でこれからも管 していかなければならないものもあります。 遺族の方の個人情報として管理していかなくてはいけない部分もあ ますので、個人情報といわれている部分と、個人に関する情報といわ ている部分とがございますので、その辺りを適切に、取扱いを何らか

	められたらというふうに考えております。 即座にすべて消すという方向には、制度自体もそうはなっていないと いうところがございます。
委員	確かに。
会長	ちょっとその点も含めて、考え方を示されているのが、すごいそっけなくて、どうしていくのだというところがわかりにくい回答だなというふうに思っています。 今の死者の情報についても、従来の運用の条例規定はちゃんとないとは思うのですけれども。なかったですかね。
事務局	従来は、死者の情報も含めて個人情報と、本市の条例はしております。
会長	解釈してきたのですかね。 そうなると、そういう規定自体がもう許されないっていうことになって、じゃあ、それをどうするのだというところがはっきりと、やはりわからないのでこういうコメントが出てきているのだと思うのですけど。だから、それをちゃんと解消するようなコメントを返す必要があったのではないかということを思います。 たぶん従来は、死者の情報でも、遺族の個人情報に当たるようなものについては、開示請求の対象になるとかの扱いをしてきて、多分それは変更しないし、国の方も多分何かそういう解釈するんだろうと思うんですけど、そういうふうに書かないと、「条例に規定をつけることは許されてません。」では、「どうするのか」っていう話になると思うんですよね。 今のところも含めてですけども、要配慮個人情報の問題も、やっぱり従来それを配慮する規定というのがあったというか、基本的に原則収集しないということにしていたと思うんですけども。それを規定したらいけないということにはなったんですけど、どうするんですかと。今の条例と違う中身になっちゃうので、従来どおりの扱いをしていくのかどうか。 後退することになったらちょっと困るということがあると思うので、その辺がわかるコメントにしておいていただければよかったかなと。もう、終わってしまったのですね、これは。
事務局	はい、もう公開しております。
会長	それから先ほどの目的のところもですね、そういう個人情報保護って いう目的が、かなりこの法律だと何かわからないような曖昧なことにな

っているので、やはりそういう条例を作るべきだというふうに言われる のも、おっしゃるとおりだと思うので、逆にその趣旨は変わらないとい うあたりを何か説明をしておいた方がよかったのかなあと。 まあ目的の規定はそれほど変わらないのですけれど、何かどうも国の 法律の方は、流通させる個人情報を含めて、情報を流通させるというふ うなところが、すごい前面に出ている感じがするので、従来の個人情報 保護の趣旨は変わりませんというところを説明してもらうのがよかった のかなと思いました。 その他、何かお気づきの点ございますでしょうか。 委員 私も資料をいただいていろいろ読んでみたのだけれど、少しわかりに くくて、皆さんのご意見とかお話を伺って、そういうことなのかって思 ったのですけれども。 法律があって、法律に基づいて条例があって、それはもうすごく理解 しているのですけれど、このご意見に対しての回答が、ちょっと私、普 通にパッと読んでなんかなかなかわかりづらくてですね。 例えばですね、2ページ目の3のところに、「法施行条例としての制 定に反対ですが」というようなご意見に対して、向日市の意見みたいな のが、ずっと読んでいけばわかるのですけれど、ここに対してコメント がないと、どういう考えを向日市が出しているのかなっていうふうにわ からなかったりとかしたので、もう少しわかりやすくお願いしたいなと 思いました。 この3のところは、文章を書いていただいていて、こちらの方でも読 事務局 み進めていく中で、果たしてここをお答えするべき場所なのか、それと もこの後の①から続くところの前文としてお書きになっているのかどっ ちかなあ、という話をしたところで、後ろのこの①の項番が振られてい るところが、ご意見なのでしょう、そこまでの導入として書かれている のでしょうということで、ここにお答えはしなかったという経緯がござ いました。 あとこのそっけないというご意見をいただいたところですが、法施行 条例についてを、そもそも答えとして書かせていただいておりますので、 なかなかそれ以外の部分に広げてですとか、先ほどのまだ見えていない 部分とかもありまして、文章としてそっけなく感じていただくようなこ とになってしまっている部分もあるのかもしれません。 会長 これ、条例案はまだ具体的に条文が、できているわけではない。 はい。事務の方が遅れておりまして、今はまだ条文がない状態です。 事務局

会長	案を作られる段階で・・・そうか、議会で説明をされるっていうこと に・・・。 一般の市民の皆さんに説明する機会っていうのは、もうないですか、 条例案を。
事務局	そうですね、条例案は、上程は3月議会の方にする予定です。
委員	ということは、条例について、この審議会で審議することは、審議会 の範疇ではないということですね。
会長	はい。 考え方は、こういう感じということで、前回かけていただいて、意見 を聞いていただいたと。
委員	本当はというとあれですけれど、そういう条例について何か意見をい えるような審議会であった方が、より望ましいのかなという気がするの ですけれど、そういう性格の審議会ではないということですね。
会長	そうですね。
事務局	そうですね。 現行条例の中で、今回のこの会議の内容というのは、審議事項には当 たっておりませんので、報告という形で開かせていただいております。
会長	いろいろと後なってから、出てくることがあったりしますけれども。 そのほか、いかがですか。特に、よろしいでしょうか。 それではその他、特に案件もないようですので、パブリックコメント に関する件については、以上で審議を終了したいと思います。
	それでは次に、その他の事項ということで、議事の中には入っており ませんが、議会事務局の方から報告があるようですので、入ってもらっ てください。
	~ 説明員入室 ~
会長	議会事務局の方からの説明をお願いいたします。
議会事務局	では、市議会の個人情報保護条例についてご報告させていただきます。 個人情報の保護に関する法律が令和3年に改正され、地方議会が適用 外となりました。

市議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて、執行機関と 差異が生じることのないように、議会の方においても、新たに個人情報 保護条例の制定が必要となるものです。

まず、新個人情報保護法と議会の適用関係についてですが、新法第2条第11項第2号で、地方議会は、一部を除いて、法における地方公共 団体の機関から除かれて定義をされています。

ただし、議会も地方公共団体の機関として含まれている規定があります。具体的には、新法の第5条の地方公共団体の責務と、第12条の地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護、また、第69条第2項第3号の保有個人情報の利用及び提供の制限の部分の規定となります。

これらは、議会としても、個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な施策の策定や実施、議会が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずることについて定めているもので、議会は、個人情報保護に対する基本的な責務はありますが、法の共通ルールの適用からは、除外されているということになります。

続きまして、議会に関する個人情報保護についてです。

現行の地方公共団体の議会に関する個人情報保護については、1つ目は、当該団体の個人情報保護条例において、議会も実施機関として規定されているもの。これが最も多いと伺っておりますが、本市の場合もこれに該当します。

2つ目は、議会独自の個人情報保護条例や規定等により規定している もの。

3つ目は、議会に関する個人情報の保護については、法規が全くない ものという3つに分類されます。

そこで、新法において、議会が除外されたということに対しての対応ですが、今回の法改正に係る国の報告書にも、ほとんどの団体で、議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により共通ルールに沿った自立的な措置を講じることが望まれるものであると記載されているとのことです。

このようなことから、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、 全国町村議会議長会の方で、総務省及び個人情報保護委員会と協議をされ、条例の例を作成して、提示されているところです。

議会の条例作成の基本的な考え方ですが、議会で作成する条例は、6 章57条と附則で構成します。

基本的には、新個人情報保護法の第5章、行政機関の義務等という部分にほぼ対応する形ですが、法の目的や用語の定義等を規定している第1章の総則の一部、第6章、第7章、それから第8章の一部も参考としています。

なお、議会の条例では、個人情報の対象は、議会事務局が保有する個 人情報を想定しており、各議員が議員活動などにおいて取得される個人 情報については、対象としておりません。

議会の条例については、法が直接適用される執行部側と個人情報の手続や取扱いに関して、差異が生じないようにするために、法の取扱いを基本的にはそのまま条例として位置づけるものです。

執行部側は、法の適用を受けますが、法の規定により条例で定めることとなる事項があり、改正後の、個人情報保護法の施行条例を準備されていると伺っています。

執行部側が条例で定めることとなる事項については、議会側と執行部側とで差異が生じないよう、調整を行うこととしています。

例えば、開示決定等の期限については、新法では30日以内となっていますが、現行の本市の個人情報保護条例では14日以内と定めています。この場合、執行部側で準備される個人情報保護法の施行条例で、法の期限より短いものは許容されるとされていますので、執行部側の定められた日数と合わせることと考えています。

開示請求の手数料についても、現行の個人情報保護条例では、手数料を無料とし、写しの交付を受ける場合、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないとされており、執行部側と合わせていきたいと考えています。

また、開示決定等について、審査請求があった場合などの審査会への 諮問や個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく 意見を聞くことが特に必要である場合や、本市特有の問題が生じたとき などに対応するための審議会への諮問については、新法施行後において も、引き続き、執行部側で設置される審査会及び審議会に諮問をさせて いただけるように、調整したいと考えています。

なお、罰則についても、改正後の個人情報保護法で規定される罰則と同様に定めますが、過料の規定について、法では10万円以下となっていますが、地方自治法上、特に特別の定めがない場合、条例において定められる過料の上限が5万円以下となっていることから、議会の条例においては、5万円以下として、地方検察庁と協議を行うことで考えています。

このように、議会の個人情報保護条例については、執行部側が、本市の運用実績を踏まえ、また、市民サービスの面でも後退することがないように、パブリックコメントを踏まえて定められる法の施行条例の内容と差異が生じないような形で、改正後の個人情報保護法の施行日と同日の令和5年4月1日施行に向けて、準備を進めたいと考えています。

以上でございます。

### 会長

ただいま議会事務局の方から、議会への個人情報保護法の適用関係、 条例をどうしていくのかといったことについて説明をいただきました。 何かご質問等ございますでしょうか。 ややこしいですね。

現行の条例では、議会も含めて実施機関ということになっているところですけれども、元になっている個人情報保護条例がなくなるのですけれども、一方で、法律の方は、議会、地方公共団体の議会について適用がないということになっているということで、今まで市の個人情報保護条例で保護してきた個人情報、議会のところでの個人情報についてはどうしていくかということが問題になるということですね。

それで議会の条例を執行機関の法の条例と調整をしながら決めていく というような内容で対応していくということです。

従来の個人情報保護条例自体についてもそうでしたけれども、特にこの審議会の方に意見を聞いていただくようなものでは、この審議会の性格でいえば、ないということですね。

条例制定の手続は、どのように今後受けられることになるのでしょう か。

# 議会事務局

今回議会の方でも、新法により条例の制定が必要になっているという 状況と、それに伴い、議会の方も個人情報保護に関する条例を制定する 準備を進めているということをご報告をさせていただいたところです。

今後の進め方としましては、事務局から議会運営委員会の場において ご説明をさせていただいている状況であり、執行部側がパブコメを踏ま えて定められた条例の内容と同じ内容で進めていきたいと思っていま す。

## 会長

特にご質問等ございませんでしょうか。

特にご質問もないようですので、それではこの議会事務局からの報告 も承ったということで、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

それでは以上で予定をしておりました本日の議事を終わります。 次に、事務局から、今後の予定についてご説明をお願いします。

## 事務局

今後の予定につきましてご説明をいたします。

本日、パブリックコメントで内容をご確認いただきました、「向日市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「向日市個人情報保護審議会条例」、「向日市情報公開・個人情報保護審査会条例」につきましては、これまで12月議会へ上程する予定としておりましたが、手続に遅れが生じており、来年3月への議会へ上程する予定になりました。

年度内に規則、規程類を追って整備していきます。

並行して、現在個人情報ファイル簿及び準備簿の作成をしております。 また、個人情報保護体制の再構築へ向けて、安全管理措置関連規定の

	規定案の作成や、個人情報、運用のためのマニュアル等の作成を進めているところでございます。
会長	ただいまの説明につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。 質問もないようですので、それでは、以上予定しておりました次第は すべて終了とさせていただきます。 その他、特に協議しておくべきことなど、確認しておくべきことなど ございませんでしょうか。 ございませんようですので、以上で本日の会議を終了させていただき ます。 ご苦労さまでした。 ありがとうございました。